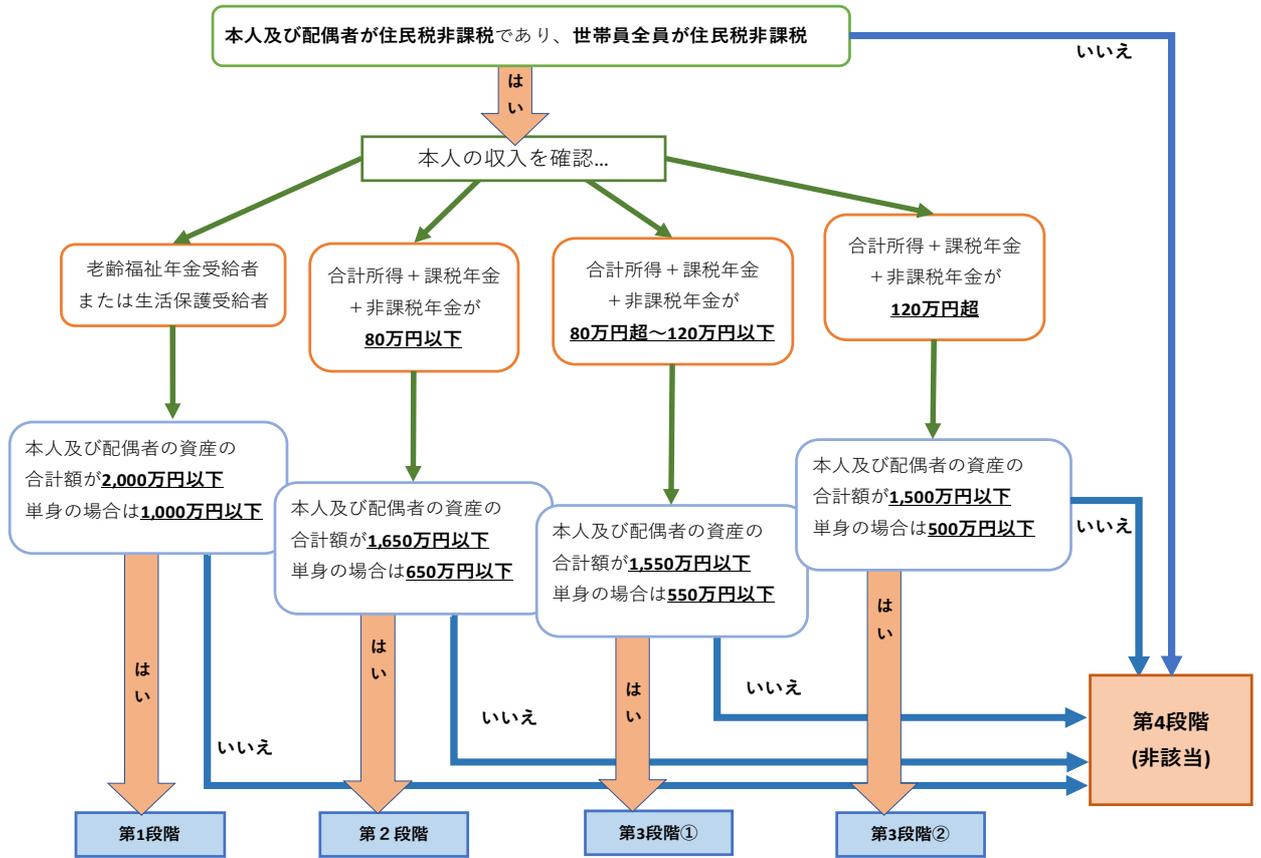


●● 介護保険負担限度額認定 ●●

要件に該当し、負担限度額認定を受けると**居住費**と**食費**が減額されます



●負担限度額（1日あたり）※太字は令和6年8月以降～の変更点です

利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3段階②	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円
基準費用額 (第4段階)	2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	1,445円	1,445円

※介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と短期入所生活介護（ショートステイ）を利用した場合は、（ ）内の金額となります。

- 申請に必要なもの
- ①介護保険負担限度額申請書
- ②同意書
- ※金融機関へ預貯金照会する際に使用します。
- ③本人及び配偶者が保有している資産額が確認できるもののコピー
- ※通帳を複数持っている場合は全て、定期預金・有価証券等も含む。
- ④個人番号確認書類
- ◎生活保護受給者は、①・④・『生活保護受給証明書（浦添市以外）』を提出してください。